

# 福島県臨床心理士会倫理規定（制定：2008年5月25日）

## （趣旨）

第1条 本倫理規定は、福島県臨床心理士会（以下「本会」という。）規約第9条に基づき、本会員（以下「会員」という）である臨床心理士に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

## （目的）

第2条 本倫理規定は、日本臨床心理士資格認定協会（以下「協会」という。）の定める「倫理規定」及び「倫理綱領」並びに日本臨床心理士会の定める「倫理規程」及び「倫理綱領」に基づき、会員が行う臨床心理にかかわる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

第3条 本会は、第2条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という）を設ける。

## （委員会の業務）

第4条 委員会は、前条の目的を達成するために、本会会長（以下「会長」という）の指示のもとに、次の業務を行う。

- （1） 本規定の改廃に関する審議
- （2） 会員の倫理向上に向けての本会への提言
- （3） 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査及び処遇案の答申
- （4） 国民並びに県民及び会員からの倫理に関する問い合わせ
- （5） その他、会長が必要と認める業務

## （委員会の構成）

第5条 委員会は、本会役員会より選出された委員長1名、及びその委員長より指名され役員会において承認された会員若干名をもって構成する。

- 2 副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて4年を超えての選出はこれを認めない。

## （委員会の運営）

- 第6条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。
- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席を持って成立するものとする。
  - 3 委員長が事故や疾患等によって職務を全うできない場合は、副委員長が委員長を代行して行う。

## （委員会の報告）

- 第7条 第4条(3)に定める業務については、委員会は会長から処遇案の答申を付託された日より起算して3ヶ月以内に、必要に応じて協会倫理委員会及び日本臨床心理士会倫理委員会と連絡調整の上、答申の必要があると判断された場合には、厳重注意、教育・研修の義務づけ、一定期間内の会員活動の停止及び退会処分等を含む処遇案を答申するものとする。
- 2 上記以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告する。

## （処遇）

第8条 最終的な処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、本会役員会において役員の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

## （改廃手続き）

第9条 本規定の改廃は、本会役員会の議を経て、本会総会の議決によって行われる。

附則 本規定は、2008年5月25日から施行する。